

※税制に関するページのみ抜粋

2026年度

連合の 重点政策

2026.4 - 2027.3

連合は、「働くことを軸とする安心社会
-まもる・つなぐ・創り出す-」に向けて、
政策実現に全力で取り組みます。



日本労働組合総連合会

「給付付き税額控除」の仕組みの早期構築

2026年2月26日、政府は「給付付き税額控除」などの検討を進めるため「社会保障国民会議」を設置し、第1回会議を開催した。連合は約20年にわたり「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、「消費税還付制度」と「就労支援給付制度」を導入することを求めてきた。

「消費税還付制度」は、課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、飲食料品や光熱費など最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を給付する制度である(図1)。

「就労支援給付制度」は、低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額に相当する金額を所得税から控除し、控除しきれない分は還付する制度である(図2)。

政府は、「給付付き税額控除」の仕組み構築までのつなぎと

して、2年間に限り「食料品の消費税ゼロ」を検討するとしている。しかし、「期間を限定した消費税減税」は現場の混乱を招くだけでなく、減税期間終了後に消費税率を元に戻す際の物価上昇が懸念される。また、高所得層へも支援が行われる「非効率な政策」との指摘もある。そのため連合は、期間を限定した消費税減税よりも真に支援を必要とする層への給付がふさわしいと考えている。

「給付付き税額控除」については、制度設計次第では時間をかけずに導入が可能との有識者の意見もあるため、「社会保障国民会議」では、こうした有識者の意見もふまえながら、「給付付き税額控除」の仕組みの早期構築に向けた議論が必要である。

図1 「軽減税率制度」と「消費税還付制度」

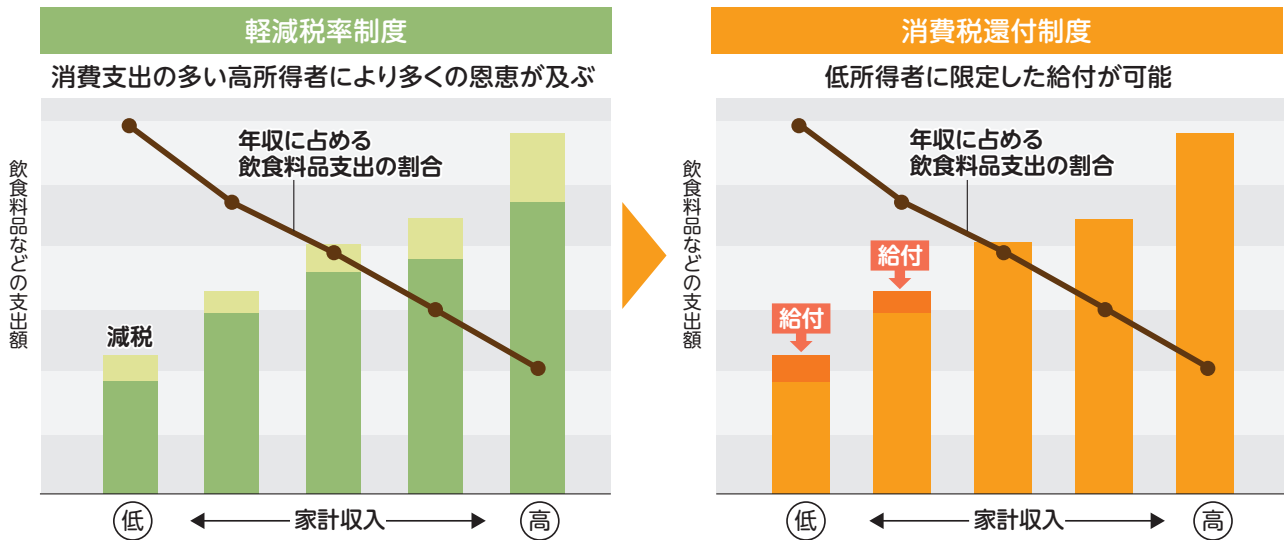
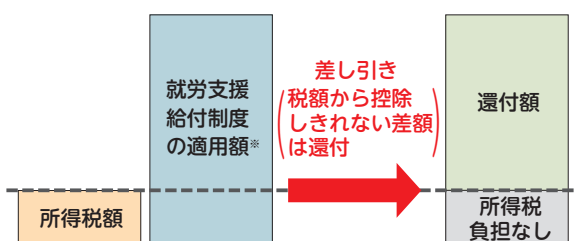


図2 就労支援給付制度の概要

- 給与収入74～250万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者に対し、社会保険料・雇用保険料(給与の約15.2%)の半額に相当する金額を所得税額から控除。
- 控除額が所得税額を上回る場合は、差額を還付。
- 給与収入200万円を超えると、控除額は段階的に低減・消失。

<本制度のイメージ>



※ 社会保険料・雇用保険料の半額相当
出所：連合作成

<本制度による社会保険料・所得税負担の変化(概算)>

給与収入200万円・単身者の場合

(単位：円)

	現行	変更後
社会保険料・雇用保険料負担額	A	304,000
所得税額	B	—
就労支援給付制度の適用額	C	152,000
B-C (△の場合:還付額)	D	△152,000
合計負担額	A+D	307,300

注：・社会保険料・雇用保険料は、給与収入の15.2%として計算。
・基礎控除以外の人的控除は考慮していない。

出所：連合作成

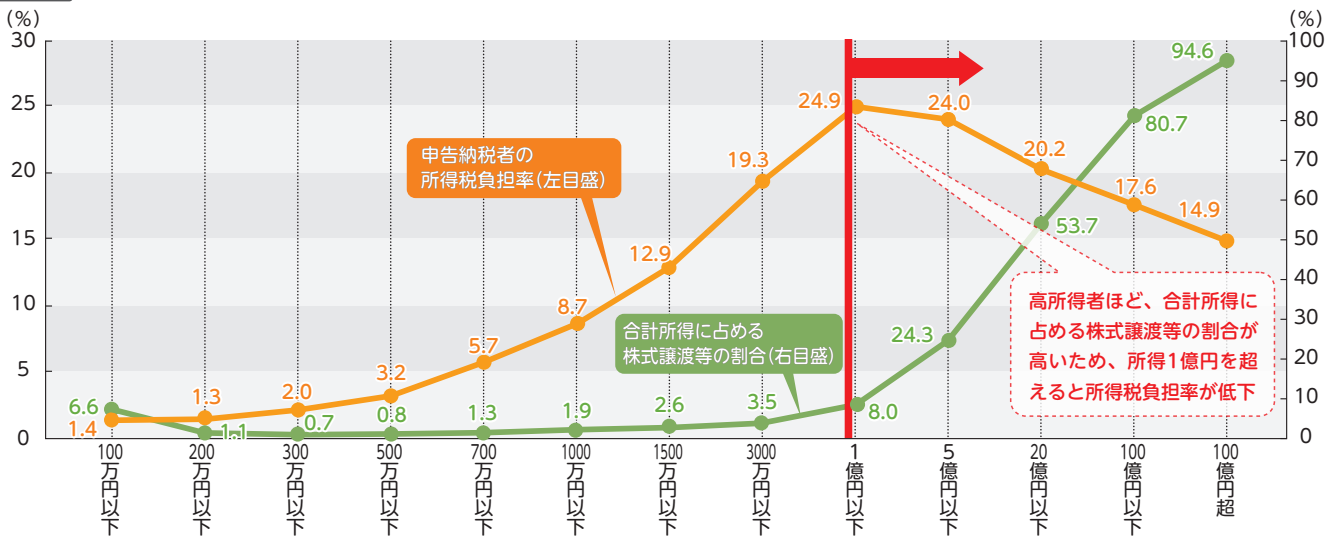
税の公平性の確保

税の公平性の確保や所得再分配機能の強化に向けて、所得税はすべての所得を合算して担税力の基準とし、累進税率を適用する総合課税を基本とすべきである。しかし、現行の所得課税は、利子・配当・株式等譲渡益などの金融所得は所得水準に関わらず分離課税となっている。その結果、高所得者ほど所得税の負担割合が低下するいわゆる「1億円の壁」問題が生じている(図1)。

2026年度税制改正では、2025年度改正に続き、特別控除額の見直しや所得税負担率の引き上げなど、極めて高い水準の所得に対する措置が講じられたが、課題の解消にはほど遠い。

金融所得は将来的な総合課税化を検討しつつ、実現までの間は段階課税化を行うなど、金融所得課税を強化する必要がある。

図1 いわゆる「1億円の壁」問題



出所：国税庁「申告所得税標本調査」(令和6年分)をもとに連合作成

自動車関係諸税の軽減・簡素化

2025年11月28日に、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、揮発油税・地方揮発油税(ガソリン)は2025年12月31日に、軽油引取税(軽油)は2026年4月1日に「当分の間税率」が廃止されることとなった。また、2026年度税制改正では、環境性能割が廃止されるなど、自動車関係諸税の軽減・簡素化が一定程度進捗したが、ガソリン・軽油の「当分の間税率」廃止に伴う安定財源確保のための

具体的方策は、今後1年を目途に結論を得るとされた。また、自動車重量税の「当分の間税率」は存続している(図2)。

自動車関係諸税は、課税根拠を総合的に整理し、軽減・簡素化をはかる必要がある。その際、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確保すべきである。なお、車が不可欠な地方の生活者や特定の業界に負担が偏ることのないよう、財源は幅広く検討・議論する必要がある。

図2 いわゆる「当分の間税率」

項目		本来の税率	当分の間税率
燃料課税	揮発油税	24.3円/ℓ	24.3円/ℓ
	地方揮発油税	4.4円/ℓ	0.8円/ℓ
	軽油引取税	15.0円/ℓ	17.1円/ℓ
車体課税	自動車重量税	2,500円/0.5t	1,600円/0.5t

揮発油税・地方揮発油税は2025年12月31日、軽油引取税は2026年4月1日に当分の間税率が廃止

自動車重量税の当分の間税率は残存

出所：連合作成

公平性の担保に向けた所得税の見直し

税の所得再分配機能の強化に向けて、所得税の基礎控除や配偶者控除などの人的控除は、できるだけ社会保障給付や各種支援策などに振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とすべきである(図1)。

2026年度の税制改正では、物価上昇局面における対応として、消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除などを引き上げる仕組みが創設された。また、2024年12月の自民・公明・国民民主の三党合意を踏まえ、個人所得税の課税最低限が178万円に引き上げられた。具体的には、基礎控除の本則は現行の58万円から62万円に、給与所得控除の最低保障額は現行の65万円から69万円にそれぞれ引き上げられた。あ

わせて、2027年度までの時限措置として、①基礎控除の特例のうち現行の37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当に拡大し、②給与所得控除の最低保障額も5万円引き上げ、③さらに給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている基礎控除の特例は32万円引き上げられた。その結果、基礎控除は給与収入665万円相当に段差が設けられることとなった(図2)。

基礎控除が憲法25条にもとづく生存権の担保であることを踏まえ、現行の所得控除を維持する間は、基礎控除額は年収にかかわらず一律にすべきである。

図1 人的控除の組み換え(概要)

現行制度(所得控除)	改革の方向性(税額控除)	
	所得税	住民税
基礎控除 ^{注1} 給与収入665万円相当まで … 850万円相当まで	104万円 … 67万円	43万円
配偶者控除	38万円	33万円
扶養控除 0~15歳 16~18歳 23~69歳	児童手当(振替済) 38万円 38万円	33万円 33万円
特定扶養控除 19~22歳	63万円	45万円
	税額控除化	10.4万円 … 6.7万円
	扶養税額控除に統合	
	所得制限を設けた税額控除 ^{注2} 高校実質無料化(振替済) ●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 ●就労支援、第2のセーフティネットの整備等	16~69歳 3.8万円 3.3万円
	教育費税額控除を分離、 残りは扶養税額控除に統合 奨学金の拡充等	新設:教育費税額控除 (年齢制限なし) 2.5万円 1.2万円

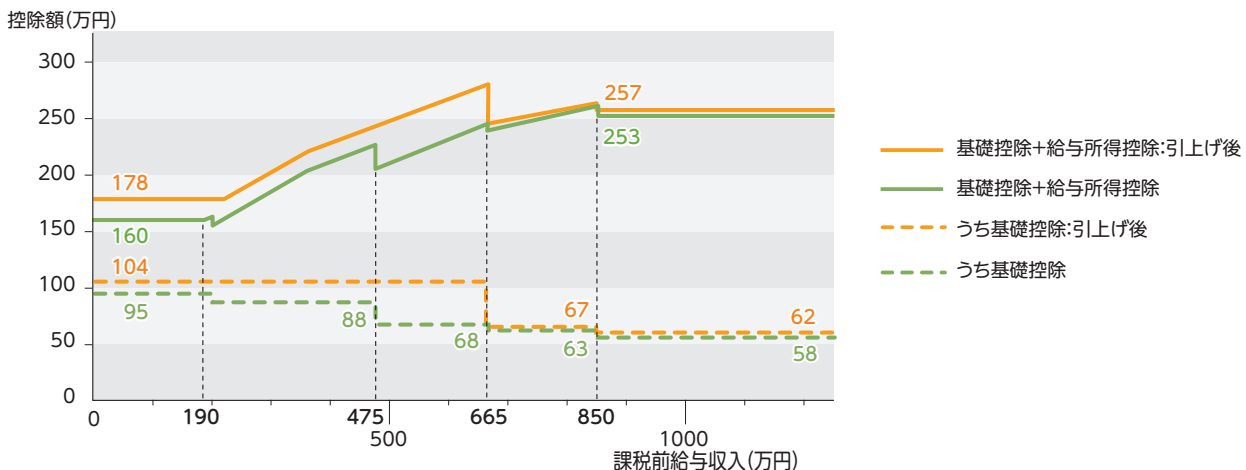
注1: 2026年・2027年分の措置。

注2: 扶養控除の所得制限は、平均所得以下に設定する。

■の枠組みは、税制から社会保障給付に振り替えるもの

出所: 連合作成

図2 2026年度税制改正における所得税の課税最低限の見直し



出所: 土居丈朗慶應義塾大学経済学部教授・東京財団上席フェロー作成図をもとに連合作成



■ 政策・制度 要求と提言

本冊子に掲載の「重点政策」以外の政策・制度については、「要求と提言」に掲載し、適宜更新しています。



https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/seisaku_jitsugen/teigen/

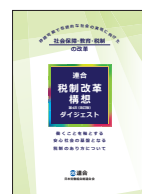
■ 社会保障・教育・税制に関する政策構想



社会保障構想



教育制度構想



税制改革構想



2026年度 2026.4-2027.3 連合の重点政策

2026年5月

編集・発行：日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

TEL：03-5295-0521（総合政策推進局 経済政策局）

FAX：03-5295-0546

E-mail：jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp

ホームページ：https://www.jtuc-rengo.or.jp/

印刷：株式会社コンポーズ・ユニ